

第10章 食 糧 庁

第1節 食糧制度の運営

米の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の変化や、マラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、平成6年8月に農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨等を踏まえ、平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）が制定され、7年11月に施行された。

この法律に基づく新たな制度では、米の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を活かした稲作の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等を図ることとされている。

また、生産調整及び自主流通米価格形成センターが法律上位置づけられた。

1 米穀の需給と生産調整

食糧法においては、潜在的な生産力が依然として需要を上回っている状況の中で、米穀の需給の均衡と価格の安定を図るための重要な政策手段として生産調整が位置付けられており、平成5年度から実施されてきた「水田営農活性化対策」に引き続き、平成8年度からは「新生産調整推進対策」が実施されることとなった。

本対策は、

- (1) 自主流通米の価格の低落を防止し、農業経営の安定に資するよう生産調整の実効性を確保する。
- (2) 市場原理の導入、生産者の自主的取組等を重視するという食糧法の理念を踏まえて生産者・地域の自主性を尊重する。
- (3) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」で提示された望ましい農業構造及び農業経営の実現にも配慮する。

等の観点から、その推進を図ることとされた。

なお、平成8年度の生産調整目標面積は、677千ha（水田営農活性化対策ベースでは、787千haとなる）と計画された。

2 自主流通米の価格形成

8年産の自主流通米の入札取引は、早期米と通年玉に分けて自主流通米価格形成センターにおいて実施された。

- ① 早期米は大阪取引場で約1.7万tの入札取引が実施された。
- ② 通年玉は、年8回（東京・大阪取引場各6回、のべ12回）約77万tの入札取引が実施された。

3 政府買入米価

食糧法の下では、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから、政府買入米価については、自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ、7年12月に、米価審議会及び関係方面の意見を聴いて、新たな算定方式を導入したところである。新たな算定方式については、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、

- (1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により、自主流通米価格の変動率を求めるとともに、
- (2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格（前年産の政府買入米価）に乗じる算定方式とした。

9年産米の政府買入価格についても、この算定方式により算定を行った。

第2節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 需 給

(1) 国内産米

ア 平成8年度の「新生産調整推進対策」において

は、生産調整対象水田面積を677千ha(水田営農活性化対策ベースでは、787千haとなるが、この面積から稲作への復帰が見込まれない土地として水稻潜在作付面積から除外される面積76千ha及び加工用米の作付予定面積38千haを控除したものが生産調整対象水田面積である。)として計画された。

○平成9年産米の生産調整対象水田面積及び生産目標数量

生産調整対象水田面積	673千ha 水田営農活性化対策 ベース787千ha
生産目標数量	978万t
水稻生産量	976万t
陸稲生産量	2万t

イ 平成9・10米穀年度の需給計画は、平成9年3月に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成9・10米穀年度の需給見通し

平成8年10月末持越在庫量	294万t
平成8年産米生産量	1,032万t
外国産米	51万t
供給量計	1,377万t
主食用等需要量	975～985万t
加工用等需要量	90～95万t
平成9年10月末持越在庫量	300～310万t
平成9年産米生産量	978万t
外国産米	60万t
供給量計	1,340～1,350万t
主食用等需要量	970～980万t
加工用等需要量	75～80万t
平成9年10月末持越在庫量	280～290万t

(注) 1 平成8年産米の生産量は、他用途利用米に代わる新加工用米の生産予定量(19万t)を含む数量である。

2 主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米である。

3 加工用等需要量は、加工用、輸入米粉調整品代替、新規用途及び国際機関、食糧不足国等からの要請に応じ用いられる援助用等である。

ウ 平成8年産米は、出穂期以降はおおむね天候に恵まれたこと及び台風や病害虫による被害が少なく作柄が良好であったことから、作況指数102の「やや良」となり、主食用等の生産量は、計画生産量978万tに比べ5万t増の983万tとなった。このため、平成10米穀年度の需給は、平成9米穀年度に引き続き緩和傾向が拡大している。

エ 平成8会計年度の期首持越量は、266万2千tであり、政府買入数量は、平成8年産米115万6千tとなったことから、政府米の供給量は、381万8千tとなった。一方、需要量は、主食用等需要量が、政府米55万2千t、自主流通米等419万4千t(うち酒造用等34万9千t、もち米15万4千t)となり、加工用等需要量

が、政府米6千t(うち合板用2千t)、自主流通米等12万6千t(うちもち米1千t)となった。

以上により、平成8会計年度末政府米(国内産)持越在庫量は、326万tとなった。

(2) 外国産米

ア 平成8会計年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、7会計年度からの持越在庫量は39万1千tであり、8会計年度の輸入数量は50万6千tとなり、供給量は、89万7千tとなった。

一方、需要量は、主食用需要量が、5万5千t、加工用需要量が、18万2千t(うち沖縄泡盛用需要1万6千t)となった。

このため、平成8会計年度末ミニマム・アクセス輸入米の持越在庫量は、66万tとなった。

イ なお、このほかに緊急輸入米の援助輸出6千tがあるが、これは、前年度の援助輸出分が今年度にずれ込んだものであり、年度当初に売却を行った。

2 8年産米の出荷

8年産米の出荷については、米穀の需給及び価格の安定を図り、国民が必要とする米穀を計画的かつ安定的に供給していくことが重要であるとの観点から、新生産調整推進対策の実行を確保するとともに、基本計画において計画出荷数量及び備蓄の運営のために政府が買い入れる米穀の数量をそれぞれ610万t、150万tと定めた。

(1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量(610万t)を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷する数量の申出を受けた。

その結果、計画出荷申出数量の合計は、629万トン(うち米615万t、もち米14万t)となった。

(2) 予定計画出荷基準数量の決定

生産者からの計画出荷申出数量を参酌して、各都道府県ごとの予定計画出荷数量(610万t)を決定し、6月10日に通知した。

その後、都道府県が市町村ごとの予定計画出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準数量を決定し、通知した。

(3) 政府売渡申出数量の申出

予定計画出荷数量(610万t)から6月15日に承認された自主流通計画における自主流通米の数量460万tを控除した数量を政府買入基礎数量(150万t)とし、当該数量に基づき生産調整実施者から政府に売り渡す米穀の数量の申出を受け、その合計は151万tとなった。

なお、政府売渡の申出を受ける期間は次のとおりで

表1 平成8年産米の最終出荷数量

(単位:玄米 t)

都道府県	政府米	自主流通米	合 計
全 国	1,155,531	4,609,440	5,764,971
北 海 道	193,939	427,500	621,440
青 森 県	87,484	158,686	246,170
岩 手 県	53,611	198,104	251,714
宮 城 県	34,917	297,733	332,650
秋 田 県	102,353	369,736	472,089
山 形 県	37,397	313,385	350,782
福 島 県	31,389	205,191	236,580
茨 城 県	26,117	117,915	144,032
栃 木 県	53,757	186,692	240,449
群 馬 県	21,940	10,179	32,119
埼 玉 県	26,796	38,517	65,312
千 葉 県	13,800	127,297	141,097
東 京 都	80	16	96
神 奈 川 県	1,019	3,446	4,465
新 潟 県	55,429	408,978	464,407
富 山 県	20,769	166,451	187,221
石 川 県	9,776	100,460	110,236
福 井 県	19,411	108,114	127,525
山 梨 県	1,887	4,866	6,754
長 野 県	18,302	114,213	132,515
岐 阜 県	11,978	48,875	60,853
静 岡 県	5,249	15,682	20,931
愛 知 県	17,143	41,641	58,783
三 重 県	16,268	57,182	73,450
滋 賀 県	19,075	123,908	142,983
京 都 府	8,413	31,029	39,442
大 阪 府	105	3,567	3,672
兵 庫 県	12,500	97,463	109,963
奈 良 県	6,334	9,078	15,413
和 歌 山 県	903	4,802	5,705
鳥 取 県	8,955	40,945	49,899
島 根 県	5,113	70,617	75,731
岡 山 県	12,291	82,905	95,196
広 島 県	21,512	67,244	88,756
山 口 県	31,628	60,952	92,580
徳 島 県	2,091	21,107	23,198
香 川 県	15,605	34,565	50,170
愛 媛 県	12,571	26,544	39,115
高 知 県	2,160	22,015	24,175
福 岡 県	30,992	110,159	141,151
佐 賀 県	26,721	91,886	118,608
長 崎 県	10,687	18,234	28,921
熊 本 県	29,111	80,767	109,878
大 分 県	18,340	40,286	58,627
宮 崎 県	8,480	29,335	37,815
鹿 児 島 県	11,131	18,743	29,874
沖 縄 県	0	2,430	2,430

ある。

ア 千葉県, 高知県及び沖縄県

7月11日から7月20日

イ 北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 岐阜県, 大阪府及び奈良県

8月1日から8月10日

ウ ア及びイ以外の県

7月21日から8月10日

(4) 予定政府買入基準数量の決定

生産調整実施者からの政府売渡申出数量を参酌して各都道府県ごとの予定政府買入数量(150万 t)を決定し, 通知した。

その後, 都道府県が市町村ごとの予定政府買入数量を, 市町村が生産調整実施者ごとの予定政府買入基準数量を決定し, 通知した。

(5) 都道府県別予定計画出荷数量の変更

米穀の実収高がおおむね明らかになった時期に, 生産者から計画出荷基準数量の変更の申出がなされ, 各都道府県ごとの当該申出数量に基づき, 都道府県別予定計画出荷数量を変更した。

8年産米の都道府県別予定計画出荷数量の変更は, 9府県において計22,522 tの増加, 16の道県において計57,000 tの減少となった。

なお, 都道府県別予定政府買入数量については, 変更を行わなかった。

(6) 最終出荷数量

9年2月末日で計画出荷基準数量及び政府買入基準数量の確定がなされ, 自主流通米及び政府米の売渡し等の期限である9年3月末日まで出荷がなされた。

平成8年産米の最終出荷数量は, 政府買入米116万 t, 自主流通米461万 tとなった。

なお, 各都道府県の数量は表1のとおりである。

(7) 出荷対策

8年産米の出荷に当たっては, 基本計画に即した計画出荷数量の確保, 自主流通法人及び登録出荷取扱業者による出荷推進の取り組みへの支援を目的として, 次の措置を講じた。

- ① 登録出荷取扱業者への支援体制の整備
- ② 助成措置の啓発・普及による出荷促進
- ③ 食糧制度下での手続きの周知・定着

3 販 売

(1) 政府米の販売

8米穀年度における政府米の販売は, 6・7年産の豊作により需給が緩和する中で, 消費者の新米志向が強く, 持越米である政府米の販売が難しかったことに加え, 夏場の猛暑等による需要量の減少, 卸売業者等の手持在庫の調整による供給量の増加等の要因により, 計画に比べて低調であった。

また, 外国産米の販売は, 年度当初において不慣れな外国産米の使用が手控えられたこと等により相当量

売れ残ることとなった。

(2) 政府米の販売数量

8米穀年度における主食用の販売実績は、基本計画で見通した110～120万tの計画に対し、約59万t（うち外国産米約4万t）となった。

また、加工用の売却実績は、基本計画で見通した30～35万tの計画に対し、約12万t（全量外国産米）となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、①消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。

平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定）が制度上位置づけられた。

自主流通助成については、2年産米より通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5年産米からは最近の自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

なお、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下での計画流通制度を円滑に推進するため、平成8年度予算から

- (1) 相当量の自主流通米を確保する観点からの「自主流通米計画流通対策」
- (2) 年間を通じた計画的販売と安定した価格での供給確保を図る観点からの「自主流通米計画販売対策」
- (3) 民間が行う備蓄・調整保管等の確実な実施を図る観点からの「自主流通備蓄・調整保管関連対策」の3事業から成る計画流通推進総合対策を実施した。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 7年産米については、食糧法の施行にともない自主流通米が米流通の主体となることから、7年3月策定の米穀の管理に関する基本計画において、その出荷数量を518万tとして計画したところであるが、実績については、443万t（主食用うち米393万t、酒造用等36万、もち米14万t）となった。

なお、8米穀年度においては、6年産米の大豊作に引き続き平成7年産米が作況指数102となり、需給の緩和が続いたことから、調整保管15万tを実施した（他に、備蓄10万t、もち在庫保有14万t）。

イ 8年産米については、8年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を455～465万t（加工用米の生産予定量19万tを含む）と計画したところであるが、その実績については約460万t（主食用うち米395万t、酒造用等35万t、もち米11万t、加工用米19万t）と見込まれている。

なお、9米穀年度においても8年産米が引き続き豊作となったことから調整保管（主食用うち米45～55万t）を計画したところである。（この他に備蓄10万t、もち在庫保有10万t）。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

早期米については、通年玉と異なる流通上の特性に十分配慮し、前年産米と同様の産地品種銘柄に加え早期に出回りのある千葉、福岡、熊本の銘柄を含めて、平成8年7月23日に入札取引（大阪取引場）が実施された。

一方、通年玉の入札取引の仕組みについては、入札取引を年8回（東京・大阪取引場各6回）実施、地域区分上場の増加（三重コシヒカリについて伊賀と一般地域に区分し、福島コシヒカリについて中通り、会津及び浜通りに区分し、それぞれ上場）等、需給実勢が反映された価格が形成されるよう所要の改善を図った。

また、入札実施時期については、作柄及び集荷の動向が確定しない年内は毎月、作柄及び集荷の確定する年明け以降は2か月ごとに入札取引が実施された。

自主流通米価格形成センターにおける入札取引結果について、早期米第1期（受渡し期間：～8/10まで）の指標価格は、各銘柄とも値幅制限の上限で取引され、第2期（受渡し期間：8/10～8/31）の指標価格は、

千葉ひとめばれ、高知ナツヒカリを除く8産地品種銘柄が基準価格を下回って取引された。

通年玉については、豊作にもかかわらず出来秋の価格水準は高く、その後、低下傾向にあるなど、計画流通米の円滑な流通に支障を生じた面もあり、平成9年産米については、自主流通米価格形成センターの入札取引及び自主流通計画に基づく相対取引について、自主流通米の円滑な流通に資する観点から、必要な改善を図ることとした。

(3) 自主流通助成措置

8年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 自主流通米計画流通対策費

計画外流通との競合の下で相当量の自主流通米を確保するため、自主流通米の安定的な出荷や販売ルートに応じた円滑な出荷・流通を図るために交付した。

8年産米については、円滑な出荷・流通を図る観点から、安定出荷のための安定出荷額として60kg当たり750円、良質米（特定銘柄の1等）の出荷確保のための特定出荷加算として60kg当たり250円、第2種登録出荷取扱業者等が取り扱う場合の流通調整加算として60kg当たり140円を交付した。

イ 自主流通米計画販売対策費

(ア) 計画販売対策費

自主流通米の計画的販売に資するとともに、消費者（実需者）が年間を通じて安定した価格で自主流通米を購入できるようにするため、集荷されたのち一定期間後の金利、保管料相当額を助成するものであり、8年産米については1か月60kg当たり主食用うるち米及び酒米に対して60円、水稻もち米に対して59円（平成9年4月以降60円）、陸稻もち米に対して49円等を交付した。

(ウ) ばら共同保管

ばら流通の拡大を図り、米の需給事情の多様な変化に機動的に対応した自主流通米の円滑な流通を確保するため、卸売業者団体が実施するばら共同保管に係る金利・保管料相当額の一部を助成するものであり、8年産米については、1か月60kg当たり90円を交付した。

ウ 自主流通備蓄・調整保管関連対策費

自主流通法人による自主流通米の備蓄及び調整保管の適確な実施を図るとともに、新制度下における自主流通米の円滑な流通を確保するため、10,000百万円の予算措置を講じた。

5 加工用米

(1) 制度の導入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59

年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について生産者サイド及び需要者サイド双方から種々意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用等について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

加工用米は、他用途利用米のように転作カウントの一部とせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。

(3) 生産予定数量

ア 8年産

8年産加工用米の生産予定数量については、

(ア) 生産者団体においては、国内産米として需要が見込まれ、かつ一定水準以上の販売価格が期待できる用途

(イ) 需要者団体においては、その製品特性上国内産米でなければならない用途（清酒、加工米飯や高級なみそ、米菓、米穀粉等）という双方の要請に基づき、生産者団体と需要者団体の間の協議により19万トン（うち18万t、もち1万t）で合意された。

イ 9年産

9年産加工用米についても、生産者団体と需要者団体双方の協議により、8年産と同様、19万tとするこ

とで合意されている。

6 米穀販業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者については消費者に対し、その需要に的確に対応し米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

(1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほか次の要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米t（ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米t）以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売り場を権原に基づき利用できること。

(2) 販売業に対する流通規制の緩和

食糧法において、流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう米穀販売業者の流通規制も次のとおり緩和されたところである。

ア 小売業については、従来店舗を新設する場合は、新たな許可が必要とされていたが、食糧法においては、変更登録を受ければ随時に販売所を新設することができるようになった。

イ 従来配達等については、許可を受けた都道府県の区域内に限定されていたが、食糧法においては、配達や通信販売について、登録を受けた区域以外の区域でも行えることとともに、店頭以外に設置される自動販売機による米穀の販売及び米穀の移動販売（移動販売車）の台数制限も廃止した。

ウ 卸売業者については、既に登録を受けている卸売業者が他の都道府県で登録を受ける場合（いわゆる「他県卸」）は、高品質な袋詰精米を製造できると精施設を有する等一定の基準に適合する場合にあっては、数量要件を400精米tに緩和、卸売業者の全国的な経営展開が可能になった。

(3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく卸売業の登録が各都道府県において平成8年6月に実施されたところであり、その状況は

		登 録 業者数	登録申 請前の 業者数	倍 率 (A)/(B)
		(A)	(B)	
卸売業(年間販売見数量4千精米t以上)	既 存	226	274	1.24倍
	新 規	73		
	計	339		
いわゆる 他県卸	業者数	延べ 766	—	—
小売業	業者数	109,994	93,334	1.88倍
	販 売	175,609		
	所 数			

(注) 登録申請前の業者数は、卸売業は平成8年4月1日現在、小売業は平成7年4月1日現在である。

下表のとおりとなっている。

7 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持・定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて協力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、健康的な食生活を維持するためのごはん食についての正しい知識の普及及び啓発活動を継続して実施した。

(ア) ごはん食推進キャンペーン等の実施

官民一体となった米消費拡大推進の啓発宣伝として、米消費拡大推進連絡協議会（米穀販売業者団体、生産者団体、集荷業者団体、消費者団体、地方公共団体等15団体で構成）が、実施主体となって、テレビ、ラジオ、雑誌、交通広告等の各種媒体を総合的に活用した普及宣伝活動（ごはん食推進キャンペーン）を実施した。

また、同協議会主催で「'96お米・ごはん食展『おいしいお米フェスタ!』」（京王百貨店新宿店、10月12～16日）が開催された。

(イ) テレビ宣伝

食糧庁と全国農業共同組合中央会及び（財）全国米穀協会との共同提供により、情報バラエティースペシャル番組「お米大好き!」（55分番組）を8年10月26日、9年2月8日、3月15日の3回放映した。

(ウ) その他

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

b 消費者団体等を通じたごはん食の啓発活動

c 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供

d 小・中学生（小学生は5・6年生を対象とする）、高校生及び料理学校生徒等を対象としたヤング・ライスクッキング・コンテストの開催等

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの運営、米食・米加工品の普及、稲作体験活動等）を実施した。

8 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

7年5月現在における学校給食の実施状況は表2のとおりである。

表2 学校給食実施状況

区 分	学校数		児童・生徒数	
	校	%	千人	%
完 全 給 食	32,478	(86.5)	11,038	(86.2)
補 食 給 食	521	(1.4)	70	(0.5)
ミ ル ク 給 食	2,145	(5.7)	817	(6.4)
計	35,144	(93.6)	11,925	(93.1)
未 実 施	2,388	(6.4)	882	(6.9)
総 計	37,532	(100.0)	12,807	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

8年度の学校給食用米穀（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、

新規実施校	60%
週3.0回以上実施計画校	47.5%
その他の学校	40%

とした。

その他、米飯学校給食の推進のための施策として、52年度より学校給食米飯導入促進事業を実施し、学校給食用パン製造業者等が学校給食用の委託炊飯設備を設置する場合に、その設備費を一部補助することや、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成（8年度政府米値引相当額の95%）を行い、また4年度からは地域の実情に応じた米飯給食の推進を図ることとして

米飯学校給食推進特別対策事業を実施するとともに、8年度からより良質な米穀の普及・促進を図るため、米飯給食良質米普及促進事業を実施している。

この結果、8年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.9%（51年5月36.2%）
- ② 対象児童・生徒数は、99.3%（51年5月30.9%）
- ③ 週平均実施回数2.7回（51年5月0.6回）
- ④ 米穀の使用実績は約10万2千t（51年5月1万t）
- ⑤ 週3回以上実施している学校は、71.5%（51年5月7.0%）

となり、着実に普及している。

第3節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

8年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収の向上等を考慮して71万4千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦7万1千t、はだか麦1万6千t、計8万7千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに556万7千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により26万5千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して580万5千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して17万4千t、合計597万9千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して27万4千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して4万1千t、合計31万5千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、8年度の買入見込量から当年度の売却見込量を

差し引き小麦は33万2千t、大・はだか麦は4万6千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する116万8千t、大・はだか麦は9万2千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

8年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦42万4千t、大・はだか麦8万7千t（大麦7万t、はだか麦1万7千t）となり、当初計画に比べ、小麦は29万tの減少、大麦は1千t減、はだか麦は1千t増、大・はだか麦計では計画同となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦465万6千t、大・はだか麦19万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は91万1千t、大・はだか麦は7万tそれぞれ減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は495万t、固有用途用は16万2千tとなり、当初計画に比べ、主食用は85万5千t、固有用途用は1万2千tそれぞれ減少し、合計で511万2千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用20万8千t、固有用途用（麦茶用等）6万8千tとなり、当初計画に比べ、主食用は6万6千t減少、固有用途用は2万7千t増加となり、合計で27万6千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦20万5千t、大・はだか麦5万4千tとなり、当初計画に比べ、小麦は12万7千t減少し、大・はだか麦は8千tの増加となった。外国産麦については、小麦は94万5千t、大・はだか麦6万3千tとなり、当初計画に比べ、小麦は22万3千t、大・はだか麦は2万9千tの減少となった。

2 8年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 8年産麦の政府買入れについては、6月17日に買入条件を設定した。

イ 8年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月11日、農林水産省告示第760号をもって告示された。

小麦 (銘柄II・1等正味60kgにつき)

9,110円

大麦 (銘柄II・1等正味50kgにつき)

6,540円

はだか麦 (銘柄II・1等正味60kgにつき)

9,421円

ウ 8年産の政府買入数量は次のとおりである。

	8年産	7年産	前年比
小 麦	423,805	394,748	107.4
大 麦	70,352	84,021	87.7
はだか麦	16,518	12,030	137.3
合 計	510,675	490,799	104.0

3 麦管理改善対策

(1) 8年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 8年産小麦の流通契約の基準となる数量（契約基準数量63万6千t）及び流通契約諸条件については、7年7月25日に開催された事前協議会（生産者団体及び実需者代表等で構成）において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用59万5千t、固有用途用（醤油等）4万1千t、計63万6千tの流通契約（当初契約）が締結された。（表3）

(イ) 8年産の政府買入数量は、42万4千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 8年産大・はだか麦の契約基準数量（9万t）及び流通契約諸条件については、7年7月25日に開催された事前協議会において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用7万8千t、麦茶用等1万2千t、計9万tの当初契約が締結された。（表3）

(イ) 8年産の政府買入数量は、8万7千tと契約基準数量とほぼ同じになった。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

(2) 9年産麦契約締結状況

9年産麦の流通契約の基本条件等については、8年7月23日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、62万9,800tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等（表4）

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 契約基準数量の確保について

生産側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」（平成7年12月26日閣議決定）を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめる、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力することを目標とする。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は、流通の実態に合わせ9年産は各麦種別に定めることとし、小粒大麦2万2,300t、大粒大麦6万2,000t、はだか麦1万7,000t、合計10万1,300tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等（表5）

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 麦種別契約基準数量の確保について

生産側にあつては、麦種別契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図る。特に大粒大麦については契約基準数量を大幅に超過することのないよう、最大限の努力をするものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」（平成7年12月26日閣議決定）を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめる、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力することを目標とする。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

ウ 契約生産奨励金

8年9月26日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、9年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。（表6）

4 売 却

(1) 製粉用玄麦（小麦）の売却実績

8年度における製粉用玄麦の売却実績は、内麦39万4千

表3 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

(単位：玄麦千t)

種 類	8 年 産	9 年 産
小 麦		
契約基準数量	636	630
当初契約数量	636	630
未契約数量	0	—
政府買入数量	424	—
契 約 麦	424	—
非 契 約 麦	0	—
大・はだか麦		
契約基準数量	89.8	合 計 101.3
		小粒大麦 22.3
		大粒大麦 62.0
		はだか麦 17.0
当初契約数量	89.8	101.3
未契約数量	0	—
政府買入数量	87	—
契 約 麦	87	—
非 契 約 麦	0	—

t（8%）、ソフト系外麦139万3千t（24%）、セミハード系26万t（5%）、ハード系外麦290万3千t（59%）で、対前年比18万7千tの増加となった。

また、売却数量のうち外麦の産地国別の売却割合はアメリカ産245万4千t（WW78万6千t、SH26万t、HP49万9千t、DNS90万9千t）で54%、カナダ産149万5千t（CW130万5千t、DRM19万t）で33%、オーストラリア産60万7千t（ASW）で13%となっている。

(2) 固有用途用（小麦）の売却実績

固有用途用については、しょうゆ・手延べそうめん用等として16万2千t（内麦2万2千t、外麦14万t）を売却した。

(3) 大・はだか麦の売却実績

精麦用としては、18万1千t（国内産大・はだか麦7万7千t、外国産大・はだか麦13万t）を売却した。

麦茶・ビール用等としては、6万8千t（国内産大・はだか麦1万2千t、外国産大・はだか麦5万6千t）を売却した。

第4節 倉庫の概況と保管・運送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成8年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）15万5千t、農業倉庫（カンントリーエレベーターを含む）917万2千t、集荷商人倉庫53万t、営業倉

表4 小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 県間流通麦	・ 県間流通する麦 ただし、4の超過麦は除く	北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ※道内流通を含む。 2 都道府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については、別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
4 超過麦	・ 都道府県別契約基準数量の102.5%を超える数量の麦	・ 消費地までの経費実費相当額とし、負担額については、別に定めるところによる。 ただし、北海道産については、消費地までの経費実費相当額として、8,200円/tを負担する。	・ 契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。

(注) 1の県間流通麦の但書き及び4の超過麦の規定については適用しない。

表5 大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	・ 北海道産の麦 ・ 関東産の麦で域外(九州、四国)の実需者が引き取る麦 ・ 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・ 北海道産 59円/50kg (1,180円/t) ・ 関東産 47円/50kg (940円/t) ・ 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	・ 遠隔地産麦については、実需者の引取経費が割高になっている実態にかんがみ、この引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取りを希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	25円/50kg (500円/t) 30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所当たりの規模が30t未満となっている麦 ただし、県内実需者等で小口引取りが常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

表6 9年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

	小麦 (60kg)	大麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
品位ランク			
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件	基 準 額
ばら流通する麦	1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件	基 準 額	交 付 要 件
6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦	1,600円/t	要件を満たして交付対象となつてから3年間

(4) 生産・流通改善奨励額

要 件	基 準 額
受渡受託者によって政府に売り渡された契約麦	300円/t

庫339万2千t、民間サイロ343万8千t、合計1,668万7千tとなり、前年同期に比べて13万3千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫（政府サイロを含む）11、農業倉庫1,888、集荷商人倉庫1,133、営業倉庫（民間サイロを含む）697、合計3,729であり、前年同期に比べて265減少している。

カントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、8年4月1日現在で5,363本のサイロビンが指定されており、その収容力は159万t（もみ）に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、8年11月末現在で562万7千t（うち、国内米303万2千t）であり、前年同期に比べ100万4千t増加（うち、国内米92万tの増加）となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表1のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表7 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量

(単位：千t)		
年 度	標準収容力	在庫数量
6	16,380	4,996
7	16,554	4,623
8	16,686	5,023

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

8年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は514万5千tであり、52万7千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表8のとおりである。

表8 低温・準低温倉庫の標準収容力

(単位：千t)			
年 度	低 温	準低温	計
6	3,444	899	4,343
7	3,720	898	4,618
8	4,262	884	5,146

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

8年度政府所有食糧等の保管料支払額は494億円であり、前年度に比べ88億円の増となっている。

表9 会計年度保管料支払額

(単位：百万円)				
種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減(△)
国 内 米	18,295	10,849	29,144	11,007
国 内 麦	461	1,448	1,909	△66
外 米	3,549	47	3,596	△1,861
外 麦	7,710	—	7,710	15
輸 入 飼 料	7,046	—	7,046	△296
計	37,061	12,344	49,405	8,799
対前年増減(△)	8,467	332	8,799	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成8年度における政府米の運送数量については、政府米の売却不振に伴い国内産米及び外国産米とも需給操作の運送数量が減少したこと等により、前年度を大幅に下回る155万t（前年度200万t）となっている。

表10 会計年度政府米運送実績

(単位：千t)

年 産	県間運送	県内運送	計
6 年 産	61	23	84
7 年 産	422	605	1,027
8 年 産	34	161	195
国内産計	517	789	1,306
外国産米	147	98	245
合 計	664	887	1,551
(前年度計)	(843)	(1,153)	(1,996)

イ 運送対策

運送環境の厳しい状況下における米穀の安定運送に向けて、平成8年度は次の運送対策を実施した。

(ア) 運送数量の事前通知及び運送指令の早期発出により、指令月初めからの運送体制の確保。

(イ) 比較的運送余力のある時期における前倒し運送の実施。

(ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度からWTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われたが、8年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米443千t（決算ベース、以下同じ）、もち米23千tであった。

(2) 麦 類

8会計年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量は561万1千tで、うち食糧用465万6千t、飼料用95万5千tである。大麦の輸入量は154万6千tで、うち食糧用19万5千t、飼料用135万1千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

8年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米110千t、タイもち米19千t、中国うるち米40千t、アメリカうるち米211千t、アメリカもち米4千t、オーストラリアうるち米81千t、その他1千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 1996年の世界の米の生産量は（粳ベース）は前年を上回る5億6,240万tとなった（FAO資料による。以下同じ）。

これは、主としてアジア地域の主要生産国（中国、インドネシア等）の生産量が増加したことによる。

(イ) 96年の世界の米の貿易量（精米ベース）は、中国、インドネシア等の輸入の減少等により、前年を下回る1,930万tとなった。

(ウ) 96年の世界の米の期末在庫量（精米ベース）は前年を下回る5,330万tとなった。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をBOT（タイ国貿易取引委員会）公表の価格（うるち精米100%B）でみると、97年に入って当初は昨年のタイの洪水からの上昇基調へ推移し、96年7月に400ドル/tであったのが、97年3月に420ドル/tまで上昇したが、その後、中国の豊作・タイの洪水後の作付け分の豊作等から下降し97年8月は360ドルとなった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

8年度における小麦の輸入量は、前年度を65万1千t上回る613万7千t（前年度は548万6千t）となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を69万2千t上回る516万7千t、飼料用は、前年度を4万1千t下回る97万tであった。

これを国別で見ると、アメリカが全輸入量の54%にあたる329万7千t、カナダが26%の159万t、オーストラリアが20%の125万tとなった。

イ 大麦

8年度における大麦の輸入量は、前年度を17万3千t下回る156万t（前年度は173万3千t）となった。このうち、食糧用は20万4千tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変